

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 概要

千葉県総務部デジタル改革推進局デジタル戦略課

1 概要

県では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第2項の規定により、番号利用法に定めのない千葉県が独自に行う事務を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）において規定することで、当該事務においてマイナンバー（個人番号）を利用して国や他の地方公共団体から地方税関係情報などの必要な情報を取得している。

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布について（通知）が公布され、令和6年5月27日に施行されることから、番号条例の関係する規定を令和6年2月議会にて改正した。これらの改正を受け、番号条例の施行に関し必要な事項を定める、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（以下「番号規則」という。）において、関連する規定の見直しを行う必要があったため、所用の規定整備を行った。

2 番号規則の改正内容 ※詳細は新旧対照表のとおり

○ 法改正に伴う文言の修正

・番号利用法改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」が廃止されたため、新たに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」を引用する。

（11条1号～6号、12条1号、15条1号～47号、17条6号、23条1号～4号）

3 施行期日

○ 令和6年5月27日施行